

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

原告 証拠申出書

2022年10月18日

東京地方裁判所 民事第2部 D b 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

鈴木 雅 子 

同

土 田 元 哉 

同

岩 井 信 

同

韓 泰 英 

原告は、以下のとおり立証を申し出るとともに、被告による「原告立証計画の骨子」に対する意見書に対し、必要な範囲で反論する。

第1 本人尋問の申出

1 原告本人

- (1) 同行・主尋問60分
- (2) 立証趣旨
原告の主張事実
- (3) 尋問事項
 - ① 原告の職歴、ジャーナリストとしての業績等
 - ② シリアでの解放後からトルコを經由して帰国した経緯
 - ③ トルコの入国禁止措置についての通知等の有無
 - ④ 旅券申請及び担当職員とのやりとりの内容等
 - ⑤ 本件旅券不発給による不利益の内容等
 - ⑥ その他、本件に関する一切の事項

第2 証人尋問の申出

1 外務省領事局審議官、同参事官、同旅券課長のうち、本件旅券不発給処分の理由について、何を考慮し、何を考慮しなかったかを述べることができる者（本件処分当時）

- (1) 呼び出し・主尋問60分
- (2) 立証趣旨

原告の主張事実（被告国が、審査基準を設定しないまま、前提事実を誤り、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して、本件不発給処分とした事実等）

- (3) 尋問事項
 - ① 本件旅券不発給処分の前提事実を認定した経緯、証拠、根拠等

- ② 本件旅券不発給処分に至る過程で、考慮した事実及び考慮しなかった事実等
- ③ 本件旅券不発給処分に至る過程で、限定旅券の発給を考慮したか否か。限定旅券を発給しなかった理由
- ④ 本件旅券不発給処分の通知書において、理由付記の記載内容を決定した経緯、理由等
- ⑤ 旅券発給について審査基準を設定しない経緯、理由等
- ⑥ その他、本件に関する一切の事項

2 外務省在トルコ日本国大使館一等書記官 福岡秋文

(もしくはトルコ政府との本件に関するやりとりについて伝聞ではなく述べることができる者)

- (1) 呼び出し・主尋問 40分
- (2) 立証趣旨

原告の主張事実（被告国が、トルコ政府に働きかけて、原告に係る国外退去決定通知書等を作成、交付させた事実等）

(3) 尋問事項

- ① 在トルコ日本国大使館が、原告に係る国外退去決定通知書等の写しをトルコ政府から受領した日時、経緯等
- ② 2019（平成31）年1月26日、在トルコ日本国大使館が、原告の入国禁止措置について、トルコ内務省に問合せをした経緯等（乙23参照）
- ③ それ以前に、本件について原告の入国禁止措置について問い合わせたか否か。問合せをした場合は、その日時、経緯、問合せの内容、トルコ政府の反応等
- ④ 同年2月13日、トルコ共和国外務省が、原告に係るトルコにおけ

る入国禁止措置の情報を通知してきた経緯、通知の内容等（乙12参照）

⑤ 2020（令和2）年8月26日、在トルコ日本国大使館一等書記官の福岡秋文が、ハタイ県移民局長へ架電し、原告に係る国外退去決定通知書等の記載内容を確認した経緯、相手方とのやりとりの内容等（乙25参照）

⑥ 福岡秋文もしくは在トルコ日本国大使館が、上記確認内容を2021（令和3）年4月14日まで約9か月間、外務大臣宛に報告しなかった経緯等（乙25参照）

⑦ その他、本件に関する一切の事項

第3 各尋問の必要性について

1 原告本人

被告は、原告本人尋問の必要性はないと主張する。

しかし、直接主義の観点からは、本件経緯を最もよく知る原告本人の尋問を実施することは自然であり、実務慣行としても、原告本人が自ら尋問を申し出ているのに、これを認めないことは特段の事情がない限りない。

この点をおくとしても、「①原告の職歴、ジャーナリストとしての業績等」については、本件旅券不発給の拒否事由の該当性の有無及びその経緯にかかわる前提事実であり、争点と関連することは明らかである。

また、「②シリアでの解放後からトルコを經由して帰国した経緯」「③トルコの入国禁止措置についての通知等の有無」「④旅券申請及び担当職員とのやりとりの内容等」についても、本件旅券不発給の拒否事由の該当性の有無及びその経緯にかかわる前提事実であり、争点と関連することは明らかである。

この点、被告は、「退去強制処分を受けた状況やそれに至る経緯、旅券申請

時の状況などといった事実関係は争点と関連がな(い)」と主張するが、この被告の主張によって、被告が本件不発給処分において考慮すべき事項、すなわち「退去強制処分を受けた状況やそれに至る経緯、旅券申請時の状況などといった事実関係」を考慮しなかったことが明らかとなった。 入国禁止措置には様々なものがあり、形式的に旅券不発給とすると不合理な事態になることは既に主張したとおりであり(原告第3準備書面20頁以下、同33頁以下。原告第4準備書面30頁以下ほか。甲20、21参照。)、入国禁止措置の経緯、理由、違反の程度等は、本件処分にあたり当然に考慮すべき事項である。これを認めず、証拠調べさえ必要ないとする被告の主張は、失当である。

さらに、「⑤本件旅券不発給による不利益の内容等」は、違憲性や違法性(裁量権逸脱濫用)において、多くの裁判所が採用する利益考量論からは必須の考慮事項であって、これさえも争点と関係しないという被告の主張は失当である。

したがって、原告本人尋問の必要性は明らかである。

被告の主張は、原告本人尋問の実現を阻むことにとらわれて、本件不発給処分において考慮すべき事項を考慮せず、はじめに旅券不発給という結論があったことを自ら吐露してしまったものである。

2 外務省職員について

被告は、「基本的な事実関係に争いはなく、かかる事実関係を前提として、外務大臣に裁量権の逸脱・濫用があるかという評価が争点となっている」として、本件不発給処分における考慮事項および考慮の重み付け、内容等について、外務省職員の証人尋問の必要性はないと主張する。

しかし、裁量権の逸脱・濫用があるかという「評価」は、裁量権の行使の内容・程度等の前提事実の有無・内容を認定して、はじめてできるものであり、本来であれば上記尋問事項①ないし⑤について判断権者である外務大臣を尋問すべきところ、少なくとも、実質的に判断をした外務省職員の尋問は必須で

ある。

また、上記尋問事項④および⑤の審査基準未設定の理由や判断仕組み等については、尋問事項①ないし③の考慮事項の位置付けにも関係する重要な事実であって、外務省職員の尋問は必須である。

そもそも「基本的な事実関係に争いはなく」という被告の主張自体が誤りであることは、これまでの準備書面のやりとりから明らかである。

したがって、外務省職員の尋問の必要性は明らかである。

3 福岡秋文証人（在トルコ日本国大使館職員）

被告は、「原告がトルコ政府の判断により同国から入国禁止措置を受けたことは口上書（乙26の1及び2）から明らか」として、福岡証人の必要性はないと主張する。

しかし、国外退去決定通知書等（乙11）に記載された時刻について、トルコ共和国ハタイ県移民局自身が「通知書に記載された時刻は誤りである」と認めているように（乙25）、「トルコ政府の判断」なるものが必ずしも信用できない。

しかも、本件訴訟を受けて福岡証人がトルコ政府へ問合せを受けた結果が、約9か月間、外務大臣宛に報告されなかったというのも不自然不合理な経緯である（乙25）。

そもそも2019年2月13日付「口上書」には、根拠条文としてトルコの外国人国際保護法9条3項しかあげておらず、同条1項に基づくものか、同条2項に基づくものか（退去強制措置によるもの）、明らかではない（乙26の1及び2。条文については、乙13参照）。乙23によれば、訴訟提起「後」の令和3年1月26日、在トルコ大使館がトルコ政府に対し、同報9条1項を「一般的理由・原因」として入国禁止措置を取った旨聞き取ったことになっているが、2018（平成30）年10月24日本件処分時に、はたして入国禁

止措置が取られたかは証拠上、明らかではない。そうすると、2019年2月13日付口上書をトルコ政府が提出するに至る経緯として、在トルコ大使館とトルコ政府とのやりとりが明らかにされなければならない（乙26にも、口上書の前に、両国間で文書のやりとりをしている形跡が記載されている。）。

したがって、トルコ政府とのやりとりについて、福岡証人に尋問する必要性がある。

以上